

実務基礎科目

科 目	専門職責任1（前期）	単 位
		2
担 当	柏木 俊彦	

授業内容の概要

専門職責任を前期と後期で連続したものとして前期を専門職責任1、後期を専門職責任2として合計4単位を必修で学ぶ。専門職責任1では、主要な弁護士倫理の課題につき仮説事例に則して各国、特にアメリカの倫理規定との比較を行いながら倫理的な判断能力を養う。専門職責任は、法を取り扱う専門職としての職務のルールであり、またあるべき専門職の姿を探る行為である。裁判官及び検察官についてもゲストスピーカーを招いてその倫理を理解する。

授業方法

毎回TKCに掲載する授業レジュメの設問または設例を、同時にTKCに掲載する配布資料と教科書の読むべき指定箇所をもとに質疑討論する。

成績評価の方法

期末試験および平常点によって評価する。期末試験は、50点満点とする。成績評価は、A、B、C、D、FまたはN（不可）の5段階とする。

授業計画

第1回

専門職責任とは何か

各国の倫理規範の概要と懲戒規範の対象範囲

第2回

依頼者・弁護士関係

一事件の受任・処理・辞任

第3回

弁護士の報酬/依頼者の金銭

第4回

守秘義務（その1）

第5回

利益相反禁止（その1）

第6回

誠実義務/真実義務

第7回

相手方／同僚弁護士との関係

第8回

自力救済/調査

第9回

中立調整型/利益相反の訴訟行為

第10回

組織の弁護士

第11回

刑事弁護（その1）

第12回

弁護士の民事責任（その1）

第13回

裁判官の倫理（その1）

第14回

検察官の倫理（その1）

第15回

期末試験

使用教材

教科書（購入必須）： 小島・柏木編「テキストブック 現代の法曹倫理」 法律文化社
以下、略称して「テキストブック」

前提履修科目

なし

実務基礎科目

科 目	専門職責任2 (後期)	単 位
		2
担 当	柏木 俊彦	

授業内容の概要

専門職責任2では、日本の弁護士の歴史、綱紀・懲戒制度、弁護士の業務規制や広告、無資格業務や非弁提携といった弁護士の業務規制的側面を規律する倫理を学ぶ。加えて、前期に引き続いて守秘義務や利益相反そして民事責任を学ぶ。検察官及び裁判官の倫理についてもゲストスピーカーを招いてその倫理を学ぶ。

授業方法

毎回TKCに掲載する授業レジュメの設問または設例を、同時にTKCに掲載する配布資料と教科書の読むべき指定箇所をもとに質疑討論する。

成績評価の方法

期末試験および平常点によって評価する。期末試験は、50点満点とする。成績評価は、A、B、C、D、FまたはN（不可）の5段階とする。

授業計画

第1回

日本における弁護士の歴史

第2回

弁護士自治と綱紀・懲戒制度

第3回

守秘義務（その2）

第4回

守秘義務（その3）

第5回

利益相反（その2）

第6回

利益相反（その3）

第7回

刑事弁護（その2）

第8回

弁護士の業務規制／広告

第9回

無資格業務／非弁提携

第10回

弁護士の民事責任（その2）

第11回

弁護士の民事責任（その3）

第12回

裁判官の倫理（ゲストスピーカー）

第13回

検察官の倫理（ゲストスピーカー）

第14回

弁護士の公共的責任 公益活動

第15回

期末試験

使用教材

教科書（購入必須）： 小島・柏木編「テキストブック 現代の法曹倫理」 法律文化社
以下、略称して「テキストブック」

前提履修科目

なし

実務基礎科目

科 目	法実務入門（前期）	単 位
		2
担 当	竹内 淳・上田 正和	
授業内容の概要		
法律実務家の実務技能の基本である、(1)法的思考（あるいは、事実の整理・分析・評価、法的分析・法的推論ともいう。）、(2)法的思考を支える法情報調査（および事実調査）、ならびに(3)法的思考の結果を文書で表現する法文書作成の基礎について、民事紛争事例、契約締結事例、刑事事件などの具体的事例を素材とし、主として(a)裁判例における実際の法的思考の過程を分析すること、ならびに(b)学生自身が事実関係の整理・分析、必要な法令・判例・学説等の調査（法情報調査）を行い、さらに、整理・分析および調査の結果による事実の評価を踏まえて、事実整理メモ・訴状・契約書などの文書を作成することを通じて理解・修得する。		
授業方法		
事前に裁判例または具体的な事例を学生に示し、学生が授業前に必要な事実整理・調査等の検討を行い、かつ、場合により一定の文書を作成する。教室（１クラス１０～２０名程度の少人数クラス）では、主に学生が作成した文書などをもとに、法的思考（事実の整理・分析・評価）のあり方および必要な法情報調査、法文書作成の要点等について議論する。必要に応じて一部講義を行う。 参考文献は、下記掲載の参考書のほか、開講時に参考文献リストを配布し、かつ、必要に応じ、関連する参考文献・参考資料等をPDFファイルなどで学生に提供する。		
成績評価の方法		
毎回の授業における能動的参加の程度（課題としての文書の提出も含む。）と、学期末に提出を要求するレポート（テイク・ホーム試験。文書作成を含む。）によって評価する。成績は「A、B、C、D、F（または N）」の５段階とする。なお、課題として各授業前の作成・提出を要求する文書自体の出来・不出来は、評価の対象としない。		
授業計画		
第１回	法実務入門ーイントロダクション	第１１回 法的思考の実際ー刑事事件
第２回	法的思考の実際ー民事紛争事例	第１２回 刑事事件ー準抗告申立書
第３回	民事紛争事例ー事実整理メモ１	第１３回 同一弁論要旨（骨子）
第４回	同一事実整理メモ２	第１４回 法的思考の実際ー憲法訴訟
第５回	同一法律意見書（骨子）	第１５回 学期末課題ーテイク・ホーム試験
第６回	同一訴状	
第７回	民事紛争事例における法的思考（再考）	
第８回	法的思考の実際ー契約締結事例	
第９回	契約締結事例ー事実整理メモ（不動産売買契約）	
第１０回	同一契約書（不動産売買契約）	
使用教材		
教科書：原則として、担当教員作成の事例教材、講義資料、レジュメ等を使用する。 参考書（購入推奨）： 武藤＝太矢＝多田＝宮木『法を学ぶパートナー』（補訂版）成文堂【未修者向け】 池田真朗編著『判例学習のA to Z』有斐閣【特に推奨】 司法研修所編『改訂 問題研究要件事実』法曹会【特に推奨】 石井一正『刑事事実認定入門』（第２版）判例タイムズ社【特に推奨】 司法研修所編『民事訴訟における事実認定』法曹会 河村寛治『契約実務と法』第一法規		
前提履修科目：なし		

科 目	ローヤリング (後期)	単 位																		
		2																		
担 当	竹内 淳																			
授業内容の概要																				
法律実務家の基本的実務技能のうち、(1)相談者・依頼者との相談・面接に関わる技法、(2)相手方当事者(その代理人を含む。)との交渉に関わる技法、および(3)事件受任、事実調査、依頼者への説明・報告等に関する技法について、主として(a)学生自身が法律相談の場面、示談交渉の場面、契約締結交渉の場面などの具体的事例を想定したロールプレイ(模擬法律相談、模擬交渉)を行うこと、および(b)実施したロールプレイの結果等を素材とし、(1)、(2)、(3)の各技法に関係する問題を提示しながら、教室で議論をすることを通じて理解・修得する。																				
授業方法																				
1クラス10～15名程度の少人数クラスとする。事前に事案の概要を学生に示し、かつ学生に弁護士役、相談者役等の役目を割り振ったうえで、教室で模擬法律相談、模擬交渉などのロールプレイを実施する。ロールプレイ実施後、あらかじめ学生に配布したレジュメ、参考文献等に基づいて、上記(1)、(2)、(3)の各技法に関わる問題点について議論する。その他、講義、演習形式の授業も併用する。必要に応じて、法律の基本知識の確認を行う。 教科書・参考文献は、以下に掲載の教科書のほか、開講前に参考文献リストを配布し、かつ、必要に応じて、関連する参考文献・参考資料等をPDFファイルなどで学生に提供する。																				
成績評価の方法																				
毎回の授業における能動的参加の程度(ロールプレイへの参加も含む。)と、学期末に提出を要求するレポート(テイク・ホーム試験)によって評価する。成績は「合／否」とする。 なお、ロールプレイ自体の出来・不出来は評価の対象とはしない。																				
授業計画																				
<table><tr><td>第1回 面接・交渉技法総論、面接技法概観</td><td>第10回 交渉技法まとめ(紛争解決交渉)</td></tr><tr><td>第2回 法律相談～事件受任の実際</td><td>第11回 契約締結交渉準備</td></tr><tr><td>第3回 模擬法律相談1【ロールプレイ】</td><td>第12回 模擬契約締結交渉1【ロールプレイ】</td></tr><tr><td>第4回 模擬法律相談2【ロールプレイ】</td><td>第13回 模擬契約締結交渉2【ロールプレイ】</td></tr><tr><td>第5回 面接技法のまとめ・事実調査概観</td><td>第14回 面接・交渉技法のポイント(総まとめ)</td></tr><tr><td>第6回 交渉技法概観</td><td>第15回 学期末課題—テイク・ホーム試験</td></tr><tr><td>第7回 紛争解決交渉準備</td><td></td></tr><tr><td>第8回 模擬紛争解決交渉1【ロールプレイ】</td><td></td></tr><tr><td>第9回 模擬紛争解決交渉2【ロールプレイ】</td><td></td></tr></table>			第1回 面接・交渉技法総論、面接技法概観	第10回 交渉技法まとめ(紛争解決交渉)	第2回 法律相談～事件受任の実際	第11回 契約締結交渉準備	第3回 模擬法律相談1【ロールプレイ】	第12回 模擬契約締結交渉1【ロールプレイ】	第4回 模擬法律相談2【ロールプレイ】	第13回 模擬契約締結交渉2【ロールプレイ】	第5回 面接技法のまとめ・事実調査概観	第14回 面接・交渉技法のポイント(総まとめ)	第6回 交渉技法概観	第15回 学期末課題—テイク・ホーム試験	第7回 紛争解決交渉準備		第8回 模擬紛争解決交渉1【ロールプレイ】		第9回 模擬紛争解決交渉2【ロールプレイ】	
第1回 面接・交渉技法総論、面接技法概観	第10回 交渉技法まとめ(紛争解決交渉)																			
第2回 法律相談～事件受任の実際	第11回 契約締結交渉準備																			
第3回 模擬法律相談1【ロールプレイ】	第12回 模擬契約締結交渉1【ロールプレイ】																			
第4回 模擬法律相談2【ロールプレイ】	第13回 模擬契約締結交渉2【ロールプレイ】																			
第5回 面接技法のまとめ・事実調査概観	第14回 面接・交渉技法のポイント(総まとめ)																			
第6回 交渉技法概観	第15回 学期末課題—テイク・ホーム試験																			
第7回 紛争解決交渉準備																				
第8回 模擬紛争解決交渉1【ロールプレイ】																				
第9回 模擬紛争解決交渉2【ロールプレイ】																				
使用教材																				
教科書(購入必須)： 名古屋ロイヤリング研究会編『実務ロイヤリング講義』(第2版)民事法研究会 司法研修所編『改訂 紛争類型別の要件事実』法曹会 参考書(購入任意)： 参考文献リスト(開講前にPDFファイルで提供予定)を参照のこと。																				
前提履修科目： なし																				

科 目	民事訴訟実務（前期）：平成 21 年度以前入学生対象	単 位
		2
担 当	北沢 義博、釘澤 知雄	

授業内容の概要

弁護士は、民事裁判において民事訴訟法等の手続法に則り、①依頼者の求める趣旨と主張の開示及び自己の主張の証拠による立証、②相手方の主張や弁解に対する反論及び当該反論を支える反証の提出による相手方の主張や弁解の論破、③本人・証人尋問による自己の主張の補強や相手方主張の矛盾点への攻撃等の各種訴訟活動を行わなくてはならない。そこで、本科目では、民事訴訟第1審手続を具体的な事案を通じ、依頼者から得られた情報を基にして、訴状、答弁書及び準備書面を起案することによって、民事訴訟で必要とされる法律文書の構成及び書き方等を修得し、更に模擬証人尋問を行い、訴訟における尋問技術の基本を学んでもらう。なお、本科目では民事模擬裁判は行わない。民事模擬裁判は冬期集中講義で行う予定である。

授業方法

- ① 要件事実及び証拠と事実認定の基礎について、最初の3回の講義を使って学びます。
- ② 幾つかの指定教材を使用して、民事訴訟第1審手続きの流れを掴み、事実認定、要件事実及び争点整理等について各自に書面を起案して貰い、議論する。教材を当該講義の1週間前に配布ないしTKCに掲載するので、各自起案の上、講義前日午前中までにメール(FAX)で提出してもらいます。
- ③ 使用した教材を用いて、法廷教室で模擬証人尋問を行い、尋問事項等を議論します。

成績評価の方法

最終回に期末試験を実施する。講義に際して提出してもらう書面及び講義への能動的・積極的な参加の程度を加味し、総合的に評価する。期末試験と平常点の比率は6対4とする。成績評価は、A・B・C・D・F(不可)の5段階とする。

授業計画

- 第1回 訴訟物及び要件事実(売買型)の基礎
- 第2回 要件事実(貸借型)の基礎
- 第3回 証拠と事実認定の基礎
- 第4回 指定教材Ⅰ(売買型)について、原告本人の陳述書に基づき訴状の起案と講評
- 第5回 同事案に関して、被告本人の陳述書に基づき答弁書の起案と講評
- 第6回 指定教材Ⅱ(貸借型)について、原告本人の陳述書に基づき訴状の起案と講評
- 第7回 同事案に関して、被告本人の陳述書に基づき答弁書の起案と講評
- 第8回 指定教材Ⅲ(売買型)について、答弁書の起案と講評
- 第9回 同教材の原告の陳述書に基づく原告側準備書面の起案と講評
- 第10回 同教材に関して、原告本人ないし被告本人に対する尋問事項の起案と法廷教室での簡易な尋問の実施と講評
- 第11回 同教材に関して、原告本人ないし被告本人に対する尋問事項の起案と法廷教室での簡易な尋問の実施と講評
- 第12回 指定教材Ⅳ(貸借型)について、事実認定と要件事実(ブロック・ダイアグラム)の作成と講評
- 第13回 同上
- 第14回 最終準備書面又は判決起案(裁判官から見た事実整理)の起案と講評
- 第15回 期末試験

使用教材

教科書(貸与)：指定教材の司法研修所作成の教材は貸与する。その他の教材は配布する。

参考書(購入任意)：特になし

前提履修科目

なし

但し、開講前のプレ講義において司法研修所作成の「民事訴訟第一審手続DVD」を視聴するので、受講希望者は必ず出席して下さい。

科 目	民事訴訟実務（後期）：平成 22 年度以降入学生対象	単 位
		2
担 当	釘澤 知雄	

授業内容の概要

弁護士は、民事裁判において民事訴訟法等の手続法に則り、①依頼者の求める趣旨と主張の開示及び自己の主張の証拠による立証、②相手方の主張や弁解に対する反論及び当該反論を支える反証の提出による相手方の主張や弁解の論破、③本人・証人尋問による自己の主張の補強や相手方主張の矛盾点への攻撃等の各種訴訟活動を行わなくてはならない。そこで、本科目では、民事訴訟第1審手続を具体的な事案を通じ、依頼者から得られた情報を基にして、訴状、答弁書及び準備書面を起案することによって、民事訴訟で必要とされる法律文書の構成及び書き方等を修得し、更に模擬証人尋問を行い、訴訟における尋問技術の基本を学んでもらう。なお、本科目では民事模擬裁判は行わない。民事模擬裁判は冬期集中講義で行う予定である。

授業方法

- ① 要件事実及び証拠と事実認定の基礎について、最初の3回の講義を使って学びます。
- ② 幾つかの指定教材を使用して、民事訴訟第1審手続きの流れを掴み、事実認定、要件事実及び争点整理等について各自に書面を起案して貰い、議論する。教材を当該講義の1週間前に配布ないしTKCに掲載するので、各自起案の上、講義前日午前中までにメール(FAX)で提出してもらいます。
- ③ 使用した教材を用いて、法廷教室で模擬証人尋問を行い、尋問事項等を議論します。

成績評価の方法

最終回に期末試験を実施する。講義に際して提出してもらう書面及び講義への能動的・積極的な参加の程度を加味し、総合的に評価する。期末試験と平常点の比率は6対4とする。成績評価は、A・B・C・D・F(不可)の5段階とする。

授業計画

- 第1回 訴訟物及び要件事実(売買型)の基礎
- 第2回 要件事実(貸借型)の基礎
- 第3回 証拠と事実認定の基礎
- 第4回 指定教材Ⅰ(売買型)について、原告本人の陳述書に基づき訴状の起案と講評
- 第5回 同事案に関して、被告本人の陳述書に基づき答弁書の起案と講評
- 第6回 指定教材Ⅱ(貸借型)について、原告本人の陳述書に基づき訴状の起案と講評
- 第7回 同事案に関して、被告本人の陳述書に基づき答弁書の起案と講評
- 第8回 指定教材Ⅲ(売買型)について、答弁書の起案と講評
- 第9回 同教材の原告の陳述書に基づく原告側準備書面の起案と講評
- 第10回 同教材に関して、原告本人ないし被告本人に対する尋問事項の起案と法廷教室での簡易な尋問の実施と講評
- 第11回 同教材に関して、原告本人ないし被告本人に対する尋問事項の起案と法廷教室での簡易な尋問の実施と講評
- 第12回 指定教材Ⅳ(貸借型)について、事実認定と要件事実(ブロック・ダイアグラム)の作成と講評
- 第13回 同上
- 第14回 最終準備書面又は判決起案(裁判官から見た事実整理)の起案と講評
- 第15回 期末試験

使用教材

教科書(貸与)：指定教材の司法研修所作成の教材は貸与する。その他の教材は配布する。

参考書(購入任意)：特になし

前提履修科目

なし

但し、開講前のプレ講義において司法研修所作成の「民事訴訟第一審手続DVD」を視聴するので、受講希望者は必ず出席して下さい。

科 目	刑事訴訟実務（後期）	単 位
		2
担 当	黒田 純吉・萩原 猛	
授業内容の概要		
刑事実体法・手続法の理論的理解を前提に、具体的事案におけるそれらの応用を修得する。具体的には、①刑事手続に関する法律家としての基礎的能力すなわち、a. 情報収集能力(事実の把握、そのための質問・発問、適用法理の把握)、b. 判断能力、c. 表現能力(主張、報告)を養成する。②当事者間の対立構造における弁護人、検察官、裁判官の各役割に対する理解を深める。③国際人権法に留意しつつ現行の刑事手続への批判的視点を養成し、大きく変化する刑事手続に対応できる力を獲得する。		
授業方法		
基本的に毎回予習課題を課し、課題に関するレポートを事前に作成・提出させる。授業当日は、問題の所在、前提となる規範、事実の把握などに関する教員による質問と学生による応答を通して、徹底したディスカッションを行う。場合により、その場で法的主張として構成した申立書を起案させ、あるいは、弁護人、検察官、裁判官の役割分担によるロールプレイングを行う。		
成績評価の方法		
毎回の授業の事前課題の評価、能動的参加状況および期末試験により判定する。成績評価は、A, B, C, D, FまたはNの5段階とし、FおよびNを不合格とする。		
授業計画		
第1回 刑事第一審公判の概要		
第2回 事実認定と適正手続き		
第3回 逮捕・勾留		
第4回 接見		
第5回 接見交通権		
第6回 任意捜査と強制捜査		
第7回 証拠開示		
第8回 第一回公判		
第9回 訴因変更		
第10回 証拠法1		
第11回 証拠法2		
第12回 証人尋問1		
第13回 証人尋問2		
第14回 論告・弁論		
第15回 期末試験		
使用教材		
各テーマにふさわしい刑事記録を基礎に作成した模擬記録、及び、判例、問題別の状況設定をした参考資料(作成予定)		
教科書(購入必須):		
とくに指定しない。		
参考書(購入任意):		
適宜紹介する。		
前提履修科目		
なし		

科 目	民事模擬裁判（後期集中）	単 位
		1
担 当	釘澤 知雄	
授業内容の概要		
弁護士は、民事裁判において①依頼者の求める趣旨と主張の開示及び自己の主張の証拠による立証、②相手方の主張や弁解に対する反論及び当該反論を支える反証の提出による相手方の主張や弁解の論破、③本人尋問・証人尋問を通じた自己の主張の補強や相手方主張の弾劾などの訴訟活動を行わなくてはなりません。そこで、本科目では、模擬裁判方式で、依頼者から得られた情報を基にして、訴状、答弁書及び準備書面の陳述と書証の提出及び本人ないし証人尋問を行い、民事訴訟の始まりから終わりまでの手続きを体験し、訴訟における民事弁護の技術を修得してもらいたいと思います。 なお、模擬裁判は複数の受講生が必須である特殊性及び代理人同士ないし裁判官同士で議論することが互いの切磋琢磨に通じることから、原告・被告代理人各2名以上及び裁判官役2名以上、計6名以上の受講生がいない場合は開講しないことを予め告知しておきます。		
授業方法		
クラスを原告訴訟代理人役、被告訴訟代理人役、裁判官役に分け、模擬裁判形式で、書面の起案、陳述、書証の整理、提出、本人・証人尋問、判決言い渡しを順次行い、適宜、講評する。なお、受講生が少ない場合には裁判官役は設けない。また、受講生が10名を超えた場合は、2法廷を作り、一方は担当教授、もう一方は他の教員、非常勤講師等が受けもつ場合がある。		
成績評価の方法		
講義・模擬裁判への能動的・積極的な参加の程度によって評価する。成績評価は、合・否の2段階とする。		
授業計画		
準備のための説明会 役割分け、進行の説明、訴状・答弁書等の配布 第1回（模擬裁判Ⅰ） 訴状・答弁書陳述、双方の陳述書配布、原告側準備書面の起案 第2回（模擬裁判Ⅱ） 原告側準備書面陳述、被告準備書面の起案、原被告双方本人(証人)の尋問リハーサル 第3回（模擬裁判Ⅲ） 被告側準備書面陳述、原告本人(証人)及び被告本人(証人)尋問及び講評 第4回（模擬裁判Ⅳ） 本人(証人)尋問続き及び講評、判決起案・言い渡し 試験は実施しない。		
使用教材		
教科書(購入必須)： 特になし。模擬裁判教材は貸与ないし配布する。 参考書(購入任意)： 特になし		
前提履修科目		
民事訴訟実務		

実務基礎科目

科 目	エクスターンシップ 1 又は 2 （後期集中：選択制）	単 位
		1 又は 2 （選択）
担 当	近藤 卓史	
授業内容の概要		
2年次(4年制の場合は3年次)後期終了後の冬期休暇の間に、学生の希望に応じて、第二東京弁護士会、埼玉弁護士会等の会員が執務する法律事務所、企業法務部、その他の法律関係機関に学生を派遣し、弁護士活動の実態を観察・体験することによって弁護士活動への理解を深めることを目的とする。取得単位は1単位(エクスターンシップ1)又は2単位(エクスターンシップ2)とし、評価は可否とする。		
授業方法		
授業は、担当教員によるオリエンテーション及び合同セミナーと、学生を受け入れる指導担当者による現場指導とからなる。指導担当者による指導はマンツーマンの口頭指導・文書添削指導を中心とする。		
成績評価の方法		
成績は、学生が作成・提出する活動日誌および最終報告書と、指導担当者が作成・提出する活動証明書によって行い、可否の2段階による。成績は3年次(4年制の場合は4年次)前期の成績として記録される。		
授業計画		
9月初め： 担当教員は、受入先法律事務所等のリストと情報を学生に提供・開示する。		
10月初旬： 担当教員は、2回に亘り、エクスターンシップ履修に関する説明会(オリエンテーション)を行い、エクスターンシップの目的、活動日誌と最終報告書の記載の仕方、現場観察・体験での倫理問題等の留意点について解説する。同時に、受入先リストの各受入先の特徴を口頭で説明し、学生に受入先希望票の記入の仕方を説明する。		
10月末： 担当教員は、学生から提出された受入先希望を受け、学生の履修資格の判定を行うとともに受入先の決定を行う。受入先希望が重複する場合は、抽選等の方法で受入先を決定する。原則として、受入先の指導担当者1名について学生3名を超えないものとする。		
11月初め： 担当教員は、10月末までに受入先を決定し、決定した受入先に対し、本学学長名で委嘱状、エクスターンシップガイド(受入先向)、秘密保持誓約書(写)、学生作成の自己プロフィール、活動証明書(書式)を送付して、エクスターンシップを委嘱する。		
1月～3月： 学生は、法的に許容される限度において派遣先の指導担当者と定期的に行動を共にし、その行動を現場で観察するとともに、観察された活動について弁護士の解説を受け、討論ないし起案をする。現場指導は、最低約45時間(エクスターンシップ1)又は最低約90時間(エクスターンシップ2)とする。学生は、現場観察・体験を、活動日誌に記録する。担当教員は、3月上旬及び下旬の2回を目処として、各回1時間30分程度の合同セミナーを行い、経験を共有するとともに、意見交換を行う。		
4月： 学生は、担当教員に、活動日誌と最終報告書を提出する。最終報告書において、エクスターンシップ実施前の獲得目標及び期待をどれだけ達成できたか、エクスターンシップで発見したこと・得られたこと、エクスターンシップを今後の法科大学院での勉強にどう生かしたいか等を記載するものとする。各学生の指導担当者は、活動日誌の内容を確認する活動証明書を担当教員に提出する。担当教員は、活動日誌、最終報告書、活動証明書によって評価を行い、可否の成績をつける。		
使用教材		
担当教員によるオリエンテーションおよび合同セミナーにおいては、特に教材は指定しない。事前配布ないし当日配布する受入先リスト(受入先情報概要を含む)、エクスターンシップガイド(学生向)、他の学生のエクスターンシップ体験等が教材となる。現場の指導担当者は、口頭指導、文書添削指導を中心とするが、必要に応じて文献資料、事件記録も使用する。		
前提履修科目		
必修としての法律基本科目・実務基礎科目(法実務入門及び専門職責任)の単位を取得もしくは取得見込みであること。なお、ローヤリング(面接・交渉技法)及び民事訴訟実務の単位を取得していることを推奨する。		

科 目	民事クリニック 1 （前期および後期）	単 位
		4
担 当	難波 幸一	
授業内容の概要		
法科大学院の建物内に併設する法律事務所において、弁護士である教授の立会や指導の元に民事事件の相談を受け、受任した事件につき、資料・文献を収集し、事件の方針を検討し、訴状・答弁書・準備書面等訴訟関係書類を作成するなど実際の事件に関与する。受任した事件についての法理論上の論点・弁護方針等に関し、セミナーを実施する。以上により、法理論の具体的実践するとともに依頼者との面接技能を修得し、民事司法制度の実際とあるべき民事手続について考察する。		
授業方法		
弁護士が行う民事事件の相談及び受任した事件の訴訟活動に学生が立ち会うとともに、補充的に発問をするなど事情聴取をし、事件の方針を討議して検討し、また実際に文献収集や訴訟関係書類を作成したりして、実際の事件に関与する方法による。また、セミナーにおいては、担当教員と学生、あるいは学生相互間で質疑討論を行い、テーマについて理解を深める。		
成績評価の方法		
事件処理の過程で作成された訴訟関係書類の内容と、事情聴取・打ち合わせ・方針討議・セミナーにおける発言等の内容を総合的に検討して評価する。成績は合格・不合格の2段階とする。		
授業計画		
教室での講義と異なり、学内の法律事務所等において実際の事件を担当することにより授業が進行していくので、1回ごとの授業計画はない。おおむね1週間に6時間の事件活動と2時間のセミナーを行う。その具体的内容は以下のとおりである。		
法律相談		
学内の法律事務所で行う民事法律相談に立ち会い、必要に応じ弁護士の指導または立ち会いの元で相談者に発問する。相談の結果を、事案の概要・法的問題点、受任の要否・可否について報告書にまとめる。		
事件受任		
弁護士が受任した民事事件について、弁護士の指導または立ち会いの元に、当事者及び事件関係者から事情を聴取するとともに、文献・資料の収集をする。そして、これらを総合して、事件の見通し、処理の方法、解決のための手段の選択等につき、教授や他の学生と討議して方針を決定する。 決定された方針にしたがい、事情聴取や資料・文献に基づき、訴状・答弁書・準備書面・証拠申出書等の訴訟関係書類を作成して提出する。 その他、民事保全事件・裁判外の交渉契約書締結・遺言書作成等の書面作成及び立会い		
使用教材		
授業方法で述べたとおり、実際の事件自体が教材であり、特に教科書は使用せず、参考文献・資料等は必要に応じてPDFファイルなどで提供する。		
前提履修科目		
民法、民事訴訟法、法実務入門、民事訴訟実務及び専門職責任		

科 目	民事クリニック 2 （前期・後期）	単 位
		4
担 当	櫻井 光政	
授業内容の概要 生の事件を素材に訴状や準備書面の起案をすることが主な作業になります。また、折に触れ依頼者の声を聞き、問題点を整理し、法廷を傍聴して、訴訟の流れをつかみます(いずれも自由参加)。毎回書面の起案を課題に出し、週に一度のセミナーではそれぞれの起案を講評します。現実の事件を題材にするので全てがいわゆる論点を多く含む事件というわけではありませんが、論点の少ない事件であっても書き方、とりわけ事実の評価の巧拙によって説得力に大きな違いが出ることを実感できると思います。起案講評を通じて民事実体法、訴訟法についての理解を深め、具体的事案をどのように規範に当てはめるかを学んでいきます。また、判例の射程の捉え方なども学んで頂くつもりです。クリニックで学んだ内容は、弁護士になって役に立つことはもちろんですが、訴状や準備書面の起案の訓練は司法試験の論文作成能力を高める上でも大いに役立つことと思います。 授業方法 毎週冒頭に紛争の概要と証拠書類をお渡しし(多くはPDF加工済み)、訴状、答弁書、準備書面などの起案の課題を出します。全員が同じ課題に取り組みます。ゼミ生同士で議論しても構いませんが、数人共同して1通の起案を提出することは許されません。毎週金曜の午後6時までに提出していただいた書面は全て添削し、全部をコピーした上で翌日(土曜日)のセミナーでお返しし、講評します。つまり、皆さんは、ご自身の起案について教員の添削を受けた上、他の学生が起案し、添削を受けた書面を手にするようになります。ですから他の学生からも積極的に学んでいただきたいと思います。 それぞれの紛争は、現実のものですからほぼ同時に訴訟が進行しています。従ってそれぞれについての訴訟スケジュールをお伝えします。興味があり、参加可能な期日があれば、ご参加下さい。 成績評価の方法 成績は可否の判定のみとする。毎回の授業における起案と週報によって判定を行う。 授業計画 第1回 合同オリエンテーション 第2回 シミュレーション・リベルテ事件訴状講評 第3回 から 第20回 順不同に、①売買②賃貸借③請負④不法行為⑥保険⑦会社などをめぐる問題について、適宜の事件に関する書面を作成していただいた上でその講評を行います。 使用教材 判例付き六法(どれでも良い)をご用意下さい。初学者には必携です。 前提履修科目 民法1から6, 民事訴訟法1, 2, 法実務入門, 専門職責任1, 2, 民事訴訟実務		

科 目	刑事クリニック 1 （前期および後期）	単 位
		4
担 当	萩原 猛	
授業内容の概要		
①法科大学院の建物内に併設する法律事務所において、弁護士である担当教員の立会や指導のもとに刑事事件（国選弁護事件・当番弁護士扶助事件）の相談を受け、担当教員の受任した事件につき、学生に、事実調査・法令・判例・学説の検討をさせ、事情聴取書・報告書、各種異議申立書等の文書を作成させる。②接見・公判廷での活動・被害者との示談交渉等、担当教員の弁護活動に立ち合わせると共に各種意見書・請求書・尋問事項書・示談書・弁論要旨等法文書を作成させる。③受任した事件についての法理論上の論点・弁護方針等に関し、セミナーを実施する。このように学生を実際の事件に関与させることによって、法理論の具体的実践・依頼者との面接技能を修得させ、刑事司法制度の実際とあるべき刑事手続について考察させる。また、貧困者に対するリーガルサービスの提供を通じて法曹の社会的責務を自覚させる。		
授業方法		
依頼者からの事情聴取・公判廷での活動等担当教員の弁護活動に学生を立ち合わせ、事件処理に必要な法文書の作成等、学生自らが行える活動については、担当教員の指導・監督のもとに可能な限り学生に行わせる。また、セミナーにおいては、担当教員と学生、あるいは学生相互間で質疑討論を行い、テーマについて理解を深めさせる。		
成績評価の方法		
事件処理の過程で作成された法文書の内容、セミナーの際の発言等、各種活動を総合的に評価し、試験は特に実施しない。成績は、合格・不合格の2段階とする。		
授業計画		
教室での講義と異なり、学内の法律事務所や法廷等において実際の事件を担当することにより授業が進行していくので、1回ごとの授業計画はない。概ね1週間に7時間の事件活動と2時間のセミナーを行う。その具体的内容は以下のとおりである。 ①依頼者・関係者からの事情聴取—供述録取書・報告書・メモの作成 ②接見 ③弁護方針・戦略確定へ向けてのカンファレンス（随時） ④現場調査—報告書・メモの作成 ⑤各種異議申立—申立書作成・申立 ⑥関係者との接触・示談交渉・示談書作成 ⑦学説・判例・文献調査 ⑧公判立会—尋問事項書・公判経過報告書・メモの作成、弁論要旨の作成 ⑨公判の反省会・ケースカンファレンス		
使用教材		
実際の事件自体が教材であり、特に教科書は使用せず、参考文献・資料等は必要に応じPDFファイル等で提供する。		
前提履修科目		
履修登録時点で、刑法1・2、刑事訴訟法1・2、専門職責任、法情報調査・法文書作成（法実務入門）、刑事訴訟実務の単位を取得していること。2010 年度入学学生については、以上の外、刑事法入門の単位を取得していること。		

科 目	刑事クリニック 2 (前期および後期)	単 位
		4
担 当	丸山 輝久	
授業内容の概要		
生の事件に接することにより、体験的に刑事手続全般の知識を深めるとともに、具体的事実の整理、分析方法の習得、証拠の検討による事実認定の方法、刑法条文の解釈・適用を確実なものにする。そして、刑事弁護に興味を持ってもらう。ただし、新司法試験に役立つ基礎知識の習得に留意する。 ① 当職が担当する被疑者弁護事件、及び国選弁護事件を、当職の補助者として刑事弁護活動の中で、刑事弁護の方法、刑事手続、事実認定、法令適用、事実及び法令等の調査などの知識及び技術を習得する。 ② 週1回実施するゼミは、当該週に担当した事件、及び出題に対する起案を基に、事案・法律上の問題点を検討し、検察官・弁護人双方の立証活動(証拠、尋問方法)、事実認定、法令の適用などについて、学生間の議論を中心に討論し、刑事訴訟法及び刑法に関する基礎知識の確実化、深化を図る。 ③ 当職のみならず、刑事弁護を行っている若手弁護士との交流も行う。		
授業方法		
上記①については、生の事件は2件程度を扱う。接見、法廷傍聴、関係者からの事情聴取、事実調査、裁判傍聴などを体験させ、学生に起案をさせ、学生間の討論によって得た結果を当職の刑事弁護に活用する。その外に、3件程度の既済事件の記録を基に、模擬裁判あるいはシミュレーション授業を行い、グループ分けにより公判前整理手続、証拠の検討、尋問事項、論告、弁論の起案などを行う。そして、当職の弁護活動に対しても批判検討をしてもらう。履修場所は、生の事件は、当職の事務所及び学校。 上記②については、具体的事案を題材にして出題をし、各人の答案に当職が講評を加える。それとは別に、学生間の討論によって法律知識及び事実分析・整理能力、事実認定能力、法律適用能力を深化させる。履修場所は本校舎内。 上記③によって、学生のモチベーションの向上を図るとともに、刑事弁護への関心を深める。 履修場所は、面談する弁護士の都合によって異なる。		
成績評価の方法		
公式には合否のみである。期末試験はない。 合格には、週7時間程度の実務(調査・自宅起案、移動時間なども含む)の4分の3の稼働時間、ゼミも4分の3の出席が必要であり、所定の週報を作成して担当教員に提出しなければならない(起案の提出も4分の3以上であることが必要)。 答案、起案には、当職が試みに採点をする場合もある。		
授業計画(全体として20週)		
クリニック 原則として、学生一人が2ないし3件くらい共同で担当することとし、逮捕から一審判決までを体験できるように努め、扱う案件は性犯罪を除く刑法犯とする。 上訴訴審事件については上記限定がない。 ゼミ 第1回 スケジュール、班編成などの確定。 当職の刑事弁護の体験に基づいて、刑事裁判について講義する。 第2回～19 回 具体的事実問題について答案を作成させ、事実分析・整理能力、法適用能力を試すことを15回程度、担当している事件の検討会を3回程度、各実施する。 最終回 反省会、アンケート提出。		
前提履修科目		
刑法1, 2 刑訴法1, 2, 専門職責任、法情報調査・法文書作成(法実務入門)、刑事訴訟実務の単位を取得していること。2010年度入学学生については、以上の外、刑事法入門の単位を取得していること。		

科 目	情報公開クリニック（前期および後期）	単 位
		2
担 当	近藤 卓史	
授業内容の概要 担当教員の指導のもと、学生に情報公開制度を利用して研究するテーマを選定させ、国、自治体等に対し現実に情報公開請求をさせる。非公開処分に対しては不服申立書、反論書の作成、審査会における意見陳述等不服申立手続きを行い、情報公開請求の経緯も含めて研究結果の報告をさせる。あわせて情報公開請求者からの相談、書類作成等も行う。情報公開制度が、弁護士業務における情報収集手段として有用であることを確認させるとともに、行政処分、行政争訟の仕組みを理解する入門として、行政事件について考察させることも目的とする。 授業方法 情報公開請求、不服申立手続等学生自らが行える活動については、担当教員の指導・監督のもとに可能な限り学生に行わせる。また、セミナーにおいては、担当教員と学生、あるいは学生相互間で質疑討論を行い、テーマについて理解を深めさせる。 成績評価の方法 情報公開請求の過程で作成された文書の内容、研究結果の報告、セミナーの際の発言、各種活動を総合的に評価する。成績は、合格・不合格の2段階とする。 授業計画 実際の情報公開請求をすることにより授業が進行していくので、1回ごとの授業計画はない。概ね1週間に4. 5時間の活動(隔週1回2時間のセミナーを含む)を行う。その具体的内容は以下のとおりである。 1 情報公開制度についての検討 2 情報公開制度の利用による研究テーマの選定 3 現実の情報公開請求 4 公開文書及び非公開文書の検討 5 非公開処分に対する不服申立書、反論書の作成、審査会における意見陳述等不服申立手続の履践 6 答申、裁決の検討 7 情報公開請求訴訟の可能性の検討 8 情報公開請求の経緯も含めた研究結果の報告 9 情報公開請求者からの相談、書類作成 10 非公開処分をうけた情報公開請求者からの相談、書類作成 使用教材 実際の情報公開請求自体が教材であり、特に教科書は使用せず、参考文献・資料等は必要に応じPDFファイル等で提供する。 前提履修科目 専門職責任、法実務入門の単位を取得していること。		

科 目	法律相談クリニック（2年次後期，4年制は3年次後期）	単 位 1
担 当	櫻井 光政，難波 幸一	
授業内容の概要 法科大学院の建物内に併設する法律事務所において、弁護士である教授の立会や指導の元に民事事件の相談を受けた事件につき、事件の内容を検討し、法的アドバイスをすることおよびその事件を対象としたセミナーを実施することにより、法理論上の論点・弁護方針等を考える。以上により、法理論の具体的実践するとともに依頼者との面接技能を修得させる。 受講者は、最大16名程度とする。受講者数が12名以上のときは、2グループに分け、櫻井光政・難波幸一が各1グループを担当する。 授業方法・授業計画 学生は、学期中に8件（1件の所要時間は検討も含め1時間）以上の法律相談に立ち会う。法律相談の実施は、1回のロード法律事務所で行う夜間・土曜日の法律相談において行う。学生は適宜の日を選択し、法律相談に前日までに予約のうえ参加する。但し1ヶ月間の相談立ち会い件数は1件以上3件までとする。また同じ時間に立ち会う学生は2名までとする。 相談開始に先立って、相談担当弁護士と学生との間で注意事項の確認や役割の分担についての打ち合わせを行う。 相談中は学生は傍聴するほか能力・必要性につき相談担当弁護士の判断の元に、学生が発問、聴取を行うこともある。 相談後あるいは相談中、相談時間内に相談担当弁護士とその案件について事実上・法律上の問題点や処理方針、相談方法などにつき検討を行う。 学生は、傍聴した相談の概要、事実上・法律上の問題点や処理方針、相談方法などにつき検討した結果を報告書にまとめ、担当教員に退出する。 学期中に、1回2時間のセミナーを1ヶ月に1回、計4回行う。セミナー実施の曜日・時間は、受講学生の時間割に配慮のうえ、相談して決定する。 セミナーでは、学生がその1ヶ月に傍聴した法律相談案件の内重要なものにつき、学生の報告に基づき、事実上・法律上の問題点や処理方針、相談方法などにつき検討を行う。所定の相談に参加した場合、最終レポートを提出する。 学期を通じての稼働時間は相談・セミナーを含め計50時間とし、学生は日報を作成して担当教員に提出する。 成績評価の方法 成績は可否の判定のみとする。可否は所定の時間の相談・セミナーの出席及び稼働を前提とし、報告書・レポートにより決定する。 使用教材 実習科目であり、特に指定しない。 前提履修科目 民法1から6まで、民事訴訟法1，2，法実務入門の単位取得		

科 目	現代弁護士論 (前期)	単 位
		2
担 当	久保利 英明	
授業内容の概要		
明治維新以後における日本の法曹制度から始め、現代の弁護士制度とその現実を検証しつつ、その問題点を学生との議論を通じて明らかとする。この問題点を解決するためには、我が国の法曹の将来像は如何にあるべきかを学生自身の将来像に重ねあわせながら追求し、自己の法曹としての生き方を見極め、法曹としての覚悟を促すように授業を進めていく。特に新規法曹人口が毎年2000名以上増加する現状認識をベースとして、弁護士間競争が必然となる時代を生き抜くための学修をする。40 年間の弁護士生活の中で担当教授が、又、適宜登場するゲストスピーカーたちが何を考え、何を実行し、何を獲得したかを生の題材として提供しながら学生の自主的かつ積極的な参加による検討を重ねる。		
授業方法		
TKC教育研究支援システムによって、毎回のテーマに関する参考文献・参考資料などを事前に検討しうるように工夫し、当日は主として質疑討論によって当該テーマに関する理解を深めるように努力する。		
成績評価の方法		
毎回の授業における能動的参加の程度と、期末試験によって評価する。成績はA・B・C・D・FまたはNの5段階による。		
授業計画		
第1回 日本の弁護士の歴史と現在どのような状況にあるかを講義する。 第2回 前回に続行して、講義とディスカッションを行う。 第3・4回 現代の弁護士と弁護士会の抱える問題状況に関する討論。弁護士の自治と弁護士会の在り方も含めて 第5・6回 弁護士の大量増員時代の到来により現状がどのように変化するかを分析し、大都市と地方、巨大大事務所とブティック型専門事務所、企業法務と人権弁護士、町の弁護士の将来、企業内での弁護士・地方自治体や国の公務員、医療機関での仲裁人や学校法人での紛争処理など様々な弁護士の生き方を分類整理する方向で討論する。 第7回 ゲストスピーカーとして典型的な都市型市民弁護士に我が弁護士人生を語って頂き、ともに将来展望を討論する。 第8回 ゲストスピーカーとして典型的な企業弁護士・企業法務担当者をお招きして前回同様のディスカッションをする。 第9回 ゲストスピーカーとして典型的な弁護士過疎地域の弁護士に登場して頂き、前回同様のディスカッションをする。 第10回 米国での勤務経験のあるゲストスピーカーを招き、米国の巨大大事務所の現状と比較して、わが国の法律事務所の巨大化の問題点を討論する。 第11回 韓国・中国の弁護士をゲストスピーカーにお招きし、アジアの弁護士事情について討論する。 第12回 刑事事件専門弁護士をゲストスピーカーとしてお招きし、現実と裁判員制度導入による変化を討論する。 第13回 日本の弁護士の将来像について産業化とプロフェッションの関係を中心に討論を行う。 第14回 学生自身が描く弁護士としての自分の将来像を発表し、討論する。 第15回 期末試験		
使用教材		
参考書(購入任意)： 宮川光治・那須弘平・小山稔・久保利英明編『変革の中の弁護士』上・下 有斐閣 (絶版のため図書館等で適宜参照のこと) 日本弁護士連合会編著刊『2009年版 弁護士白書』 大宮法科大学院＋久保利英明『ビジネス弁護士ロースクール講義』日経 BP 社		
前提履修科目		
なし		

科 目	刑事弁護活動論（前期）	単 位
		2
担 当	萩原 猛	

授業内容の概要

刑事法の基礎的理解を経た学生を対象として、刑事手続の段階に応じたシミュレーションと討論を中心とした授業を行う。その際、学生に弁護人役をさせ、あるいは弁護人として思考させることを通じて刑事弁護の技能及び弁護士倫理を理解・修得させる。また、刑事弁護の経験豊富な弁護士の経験談に触れさせることを通じて刑事問題への関心を惹起させる。

授業方法

事前に事例・資料を配付し、授業前に必要な検討・準備をさせ、授業は直ちにシミュレーションや討論ができるようにする。必要に応じて講義を行う。その際、刑法・刑事訴訟法に対する理解が、学生において充分であるかは常に考慮して、基礎知識・基礎理論の定着に意を用いる。

成績評価の方法

課題として作成された法文書の内容・討論の際の発言等の平常点及び期末試験（テークホーム試験）によって評価する。成績評価は、A・B・C・D・FまたはNの5段階による。

授業計画

第1回（座談会） 刑事弁護を多く手掛けている弁護士をゲストとして招き、ゲストが手掛けた事件を題材に、学生とディスカッションする。

第2回（模擬接見） 接見のロールプレイ。

第3回（否認事件の初期弁護活動） 前回の模擬接見に基づく弁護活動について検討する。

第4回（黙秘権と弁護活動） 被疑者に対する弁護人としての助言内容を検討する。

第5回（不起訴へ向けての弁護活動） 不起訴獲得には何かポイントであるか検討する。

第6回（第1回公判期日までの間の弁護活動①） この間に実施すべき弁護活動について検討する。

第7回（第1回公判期日までの間の弁護活動②） この間に実施すべき弁護活動について検討する。

第8回（公判前整理手続における弁護活動） 公判前整理手続における弁護活動について検討する。

第9回（模擬反対尋問） 証人尋問のロールプレイ。

第10回（被害者問題） 刑事手続における被害者に関する弁護活動について検討する。

第11回（情状弁護） 情状弁護のポイントについて検討する。

第12回（最終弁論） 弁論要旨作成、法廷でのパフォーマンス。

第13回（刑事弁護人が直面する倫理問題） 刑事弁護人の倫理について検討する。

第14回（まとめ） 何故、弁護するのか？

第15回 期末試験

使用教材

特に教科書は使用せず、参考文献・資料等は必要に応じPDFファイル等で提供する。

前提履修科目

刑法1・2、刑事訴訟法1・2の単位を取得していること。

科 目	民事弁護活動論（後期）	単 位
		2
担 当	難波 幸一	
授業内容の概要		
基本的な民事事件の類型について、事件資料に基づき、さらに資料・文献を収集するなどして事件の方針を検討し、その内容を記載したレポートあるいは訴状・答弁書・準備書面などの訴訟関係書類を作成する。その際事件についての法理論上・事実認定上の問題点・弁護方針等を考察する。以上により、法理論を具体的事実関係に適用するトレーニングを行い、民法弁護の基本についての理解を深め、法的文書作成能力を高める。また合わせて民事法につき、基本的な要件事実を理解する。		
授業方法		
実際の事件の資料やこれをもとに編集した資料に基づき、主として訴訟関係書類を含む文書を作成させる。授業においては、その事件の特質や作成すべき書類について解説し、具体的事実から法律構成をすることや法律適用上の問題点についての理解を深めさせる。		
成績評価の方法		
事件処理の過程で作成された訴訟関係書類の内容と試験（テイク・ホーム）の結果とを総合的に検討して評価する。成績はA・B・C・D・FまたはNの5段階とする。		
授業計画		
第1回 売買に関する事件の弁護活動 第2回 同 上 第3回 賃貸借に関する事件の弁護活動 第4回 同 上 第5回 金銭消費貸借・担保・保証に関する事件の弁護活動 第6回 同 上 第7回 労務提供に関する事件（請負・雇用・委任等）の弁護活動 第8回 事故に関する弁護活動 第9回 妨害排除に関する事件の弁護活動 第10回 会社等法人に関する事件の弁護活動 第11回 消費者関係事件の弁護活動 第12回 親族・相続に関する事件の弁護活動 第13回 執行・保全の弁護活動 第14回 調停・和解の弁護活動 第15回 期末試験 テーマ・順番については一部変更することがある。		
使用教材		
授業方法で述べたとおり事件資料が教材であり、特に教科書は使用せず、参考文献・資料等は必要に応じPDFファイルなどで提供する。		
前提履修科目		
民法・民事訴訟法の単位を取得していること		

科 目	法律事務所経営論（後期）	単 位 2
担 当	久保利 英明	
授業内容の概要		
司法の容量とその質は究極のところ、現場で司法を支える法律事務所や企業法務部のパワーに依拠し、安定した経済力がなければ司法の強化はあり得ない。米国においてもマクレイトレポートが法曹として有すべき能力の一つとして経営力を挙げている。学生の大半が弁護士となることを前提に、本講義は弁護士としての経営の初歩について学修する。弁護士のマーケティング戦略、望ましい会計・税務・人事管理システム、巨大法律事務所とブティック型法律事務所の在り方、法人化や他土業連携ワンストップ事務所、企業法務部の経営的視点などについて、あるべき弁護士の経営に迫る。究極のモチベーション授業としても機能するように、著名弁護士をゲストとして招聘する。		
授業方法		
TKC 教育研究支援システムによって、毎回のテーマに関する参考文献・参考資料などを事前に検討しうるように工夫し、当日は主として質疑討論によって当該テーマに関する理解を深めるように努力する。特に、現在活躍中の有力弁護士をゲストスピーカーに迎え、その経営戦略と弁護士としての生き方を学ぶ。		
成績評価の方法		
毎回の授業における能動的参加の程度と、期末テイクホーム試験によって評価する。成績はA・B・C・D・F またはNの5段階による。		
授業計画		
第1回 法律事務所の経営とはどういうことか。		
第2回 法律事務所の経営資源は何か（人・モノ・カネ・情報・時間）。		
第3回 弁護士にとって、クライアントの重要性と獲得方法をマーケティングの初歩から学ぶ。		
第4回 事務所の人的資源、設備の持つ経営的な重要性について。		
第5回 事務所の収益を上げるために必要なことは何か。		
第6回 共同化と法人化による大規模化にはどのような問題点があるか。		
第7回 会計システム・税務対策の事務所経営における基礎と重要性について。		
第8回 ワンストップの隣接土業との連携のメリット・デメリットは何か。地域におけるワンストップ事務所の実態をゲストスピーカーからお聞きし、討論する。		
第9回 良い法律事務所の経営とはどのようなものか。ブティックとして定評を勝ち得ている弁護士をゲストスピーカーとして招く。		
第10回 欧米での小規模事務所の現状と、その工夫について、海外視察も自ら行っている業務改革に詳しい弁護士から聞き、眼を海外にも開いた事務所経営を考える。		
第11回 公益的人権事務所、個人・小規模企業対象事務所の経営。		
第12回 最先端の記録ファイリング・システム、情報検索システムや個人情報漏洩防止システムなどの導入が事務所経営にどのようなプラスをもたらすかを検討する。		
第13回 事務所経営上のリスクファクターを洗い出し、リスク回避のための方策を検討し、そのリスクが現実化し、クライシス発生となった場合の対応をマスコミ対策を含めてシミュレーションする。		
第14回 今後ニーズの見込める専門分野と事務所の創造を法律事務所フロンティア・ローを舞台として学生達が自ら研究し発表する。		
第15回 期末試験（テイクホーム試験による）		
使用教材		
授業方法について記載したように、特定教科書を指定せず、毎回のテーマに関する参考文献・参考資料などをPDF ファイルなどで提供する。		
前提履修科目 なし		